

ICカード乗車券の券面表示についての鉄道運輸規程の解釈 (令和6年3月7日 国土交通省鉄道局鉄道サービス政策室事務連絡)

規制改革の内容

措置前

鉄道の乗車券には、特別の事由がある場合を除き、通用区間、通用期間、運賃額等を記載をしなければならない。

措置

ICカード乗車券（定期券）について、一定の条件を満たす場合、特別の事由がある場合に該当し、通用区間等の記載を省略することができる場合がある。

効果

利用者の利便性向上等に資する。

規制改革の概要

措置前



定期券も、通用区間等の記載が必要はず..



鉄道事業者及び利用者において券面以外で乗車券の有効性を確認できる措置などの、一定の条件を満たす場合、通用区間等の記載の省略が可能

措置後

鉄道事業者



地方運輸局



具体的な実施計画など
相談・協議

券面印字の不要・データの書込みのみ
⇒利用者の利便性向上等に資する

